

滞在施術業務届出書留意事項

大阪市外の施術者が、大阪市内の旅館等に短期間滞在してあんま指圧マッサージ・はり・きゅう 施術を行う場合の届出です。

1 届出者

- フリガナ・印がもれていないこと。
- 住所は住居表示どおりになっていること。

2 業務の種類

- 該当する業務の□欄にチェックをして下さい。併せて「目が見えない者」欄に該当する方はチェックをして下さい。

3 施術を行う場所

- 施設の名称を正確に記入していること。また、住居表示どおりになっていること。

4 施術を行う期間

- 施術の開始以前に届けること。(遅れた場合は、遅延理由書が必要です。)

5 施術に用いる器具および消毒器具の概要

- 施術に用いる器具の消毒設備、手指等の消毒の方法が記載されていること。

◎添付書類

1 業務に従事する施術者の免許証の写し

- 免許証の写しは原本との照合が必要です。
- 新規免許申請中で免許証が未交付の施術者については、登録済証明書(原本照合必要)を免許証の代わりに添付するものとしますが、免許が本人に交付された後に免許証原本と写しの提出を求め、原本との照合をした写しのみを保健所へ送付してください。

2 業務に従事する施術者の本人確認書類(運転免許証等)の写し

- 本人確認書類の写しは原本との照合が必要です。

3 滞在施設の平面図および周囲の見取り図

- 平面図には、寸法(内法)が記載されていること。
- 施術場所が正確にわかり、その図にもとづいて容易に施設まで行くことができる地図であること。